

# 全国厚生労働関係部局長会議 ～労働分科会～

平成28年1月

厚生労働省職業安定局

# 全国厚生労働関係部局長会議

## ～労働分科会・説明事項～

### 1. 現下の雇用情勢について・・・1

### 2. 主要な雇用対策について・・・6

平成28年度予算案について・・・7

1億総活躍社会について・・・21

雇用対策における国と地方公共団体の連携強化について・・・23

地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保の強化・・・40

地域雇用対策の推進について・・・48

建設業における人材確保対策について・・・51

生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備・・・54

障害者雇用対策について・・・59

職業訓練について・・・70

非正規労働者の正社員転換・待遇改善について・・・71

新卒者への就職支援・・・75

生活保護受給者、刑務所出所者等への支援・・・89

外国人労働者について・・・93

雇用促進税制について・・・99

雇用政策研究会について・・・108

### 3. 雇用施策実施方針(地方方針について)

・・・112

# 1. 現下の雇用情勢について

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 《 雇用情勢について 》

- 現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる。

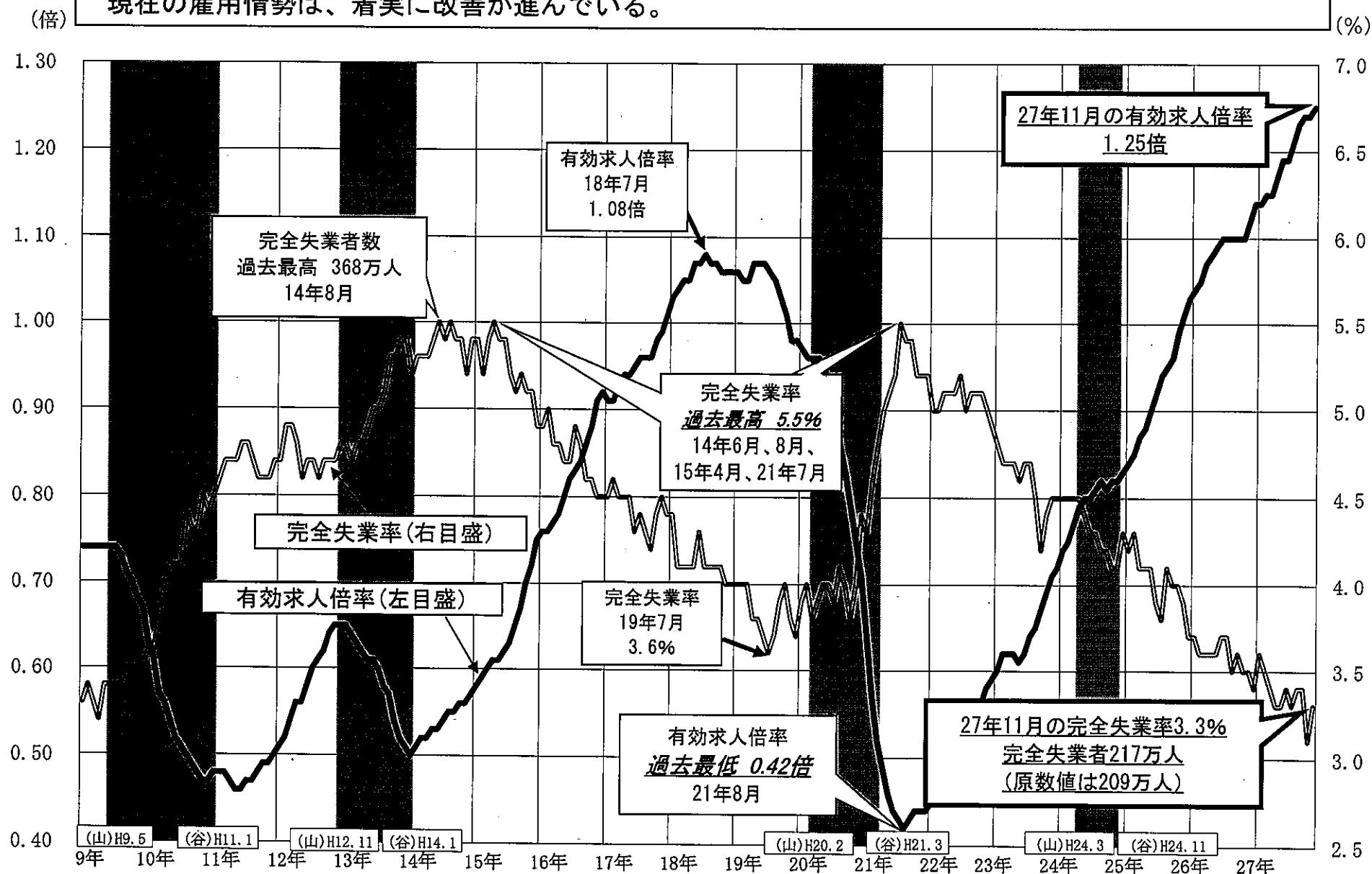
11月の全国の有効求人倍率 1.25倍

完全失業率 3.3%

- 景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、電機関係の製造業を中心に一部工場の閉鎖や雇用調整の動きもあり、各地域における今後の動向に引き続き注意が必要。
- 機動的な雇用対策を推進するためには、各都道府県との情報共有、施策の連携が重要。
- 特に、各地域での工場の閉鎖や大規模な雇用調整の発生に当たっては速やかな情報収集などの対応が必要。都道府県の商工部局と連携し、都道府県労働局へ速やかに情報提供いただくとともに、雇用対策本部を設置する場合の本部への参画など対策での連携をお願いする。

# 完全失業率と有効求人倍率の動向

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期。

(注)平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

都道府県別雇用失業情勢

|      | 完全失業率 (%)   | 有効求人倍率 (倍)    | (参考指標) 就業地別<br>有効求人倍率 (倍) |
|------|-------------|---------------|---------------------------|
|      | 平成27年7~9月   | 平成27年11月      | 平成27年11月                  |
| 全 国  | 3.4 ( ▲0.2) | 1.25 ( 0.01)  | —                         |
| 北海道  | 3.3 ( ▲0.1) | 0.99 ( 0.00)  | 1.02 ( 0.02)              |
| 青森県  | 3.8 ( ▲0.1) | 0.98 ( 0.01)  | 1.04 ( 0.00)              |
| 岩手県  | 2.5 ( ▲0.4) | 1.22 ( 0.00)  | 1.32 ( ▲0.01)             |
| 宮城県  | 3.6 ( ▲0.1) | 1.36 ( ▲0.01) | 1.40 ( 0.00)              |
| 秋田県  | 3.3 ( 0.1)  | 1.10 ( 0.00)  | 1.13 ( 0.01)              |
| 山形県  | 2.5 ( ▲0.3) | 1.23 ( 0.02)  | 1.32 ( 0.03)              |
| 福島県  | 2.8 ( ▲0.2) | 1.46 ( 0.04)  | 1.68 ( 0.02)              |
| 茨城県  | 3.1 ( ▲0.3) | 1.15 ( 0.00)  | 1.27 ( 0.01)              |
| 栃木県  | 3.2 ( ▲0.3) | 1.10 ( 0.01)  | 1.20 ( 0.00)              |
| 群馬県  | 2.3 ( ▲0.4) | 1.28 ( 0.02)  | 1.31 ( 0.00)              |
| 埼玉県  | 3.1 ( ▲0.3) | 0.92 ( 0.01)  | 1.10 ( 0.00)              |
| 千葉県  | 3.0 ( ▲0.3) | 1.06 ( 0.02)  | 1.25 ( 0.01)              |
| 東京都  | 3.3 ( ▲0.7) | 1.85 ( 0.03)  | 1.32 ( 0.02)              |
| 神奈川県 | 3.4 ( ▲0.1) | 0.99 ( 0.02)  | 1.19 ( 0.05)              |
| 新潟県  | 2.5 ( ▲0.5) | 1.20 ( 0.02)  | 1.24 ( 0.02)              |
| 富山県  | 2.3 ( ▲0.2) | 1.53 ( 0.01)  | 1.71 ( 0.01)              |
| 石川県  | 2.4 ( ▲0.5) | 1.48 ( 0.01)  | 1.50 ( 0.01)              |
| 福井県  | 1.8 ( ▲0.6) | 1.61 ( 0.01)  | 1.70 ( 0.02)              |
| 山梨県  | 2.6 ( ▲0.1) | 1.07 ( 0.04)  | 1.20 ( 0.05)              |
| 長野県  | 2.1 ( ▲0.4) | 1.27 ( ▲0.01) | 1.35 ( ▲0.01)             |
| 岐阜県  | 2.6 ( 0.0)  | 1.60 ( 0.02)  | 1.69 ( 0.03)              |
| 静岡県  | 2.7 ( 0.0)  | 1.25 ( 0.01)  | 1.33 ( 0.00)              |
| 愛知県  | 2.6 ( 0.2)  | 1.56 ( 0.01)  | 1.52 ( 0.01)              |
| 三重県  | 2.6 ( 0.2)  | 1.37 ( 0.05)  | 1.54 ( 0.04)              |
| 滋賀県  | 2.5 ( ▲0.6) | 1.07 ( ▲0.02) | 1.25 ( ▲0.01)             |
| 京都府  | 3.7 ( 0.2)  | 1.24 ( 0.00)  | 1.22 ( 0.00)              |
| 大阪府  | 4.7 ( 0.5)  | 1.26 ( 0.03)  | 1.12 ( 0.01)              |
| 兵庫県  | 3.9 ( 0.2)  | 1.05 ( 0.02)  | 1.14 ( 0.02)              |
| 奈良県  | 3.5 ( 0.1)  | 1.03 ( 0.03)  | 1.15 ( 0.01)              |
| 和歌山県 | 3.1 ( 0.7)  | 1.09 ( 0.01)  | 1.16 ( ▲0.01)             |
| 鳥取県  | 2.4 ( ▲1.0) | 1.21 ( 0.00)  | 1.30 ( 0.02)              |
| 島根県  | 2.6 ( ▲0.2) | 1.34 ( 0.00)  | 1.42 ( ▲0.02)             |
| 岡山県  | 3.2 ( ▲0.2) | 1.49 ( ▲0.03) | 1.45 ( ▲0.01)             |
| 広島県  | 3.1 ( ▲0.1) | 1.52 ( ▲0.02) | 1.45 ( ▲0.02)             |
| 山口県  | 3.2 ( 0.2)  | 1.27 ( 0.00)  | 1.42 ( 0.00)              |
| 徳島県  | 3.0 ( ▲0.5) | 1.28 ( 0.04)  | 1.35 ( 0.04)              |
| 香川県  | 2.6 ( ▲0.2) | 1.50 ( 0.01)  | 1.58 ( 0.03)              |
| 愛媛県  | 2.7 ( ▲0.6) | 1.31 ( 0.03)  | 1.34 ( 0.02)              |
| 高知県  | 2.7 ( ▲0.6) | 1.05 ( 0.05)  | 1.01 ( 0.04)              |
| 福岡県  | 4.4 ( ▲0.2) | 1.21 ( 0.02)  | 1.14 ( 0.01)              |
| 佐賀県  | 3.4 ( 0.4)  | 0.99 ( 0.00)  | 1.15 ( 0.01)              |
| 長崎県  | 3.2 ( ▲0.3) | 1.01 ( 0.01)  | 1.12 ( 0.01)              |
| 熊本県  | 3.5 ( ▲0.2) | 1.17 ( ▲0.02) | 1.25 ( ▲0.03)             |
| 大分県  | 2.7 ( ▲0.4) | 1.09 ( 0.02)  | 1.19 ( 0.02)              |
| 宮崎県  | 3.8 ( 0.3)  | 1.12 ( 0.01)  | 1.21 ( 0.00)              |
| 鹿児島県 | 3.8 ( ▲0.4) | 0.90 ( 0.03)  | 0.97 ( 0.02)              |
| 沖縄県  | 5.3 ( ▲0.9) | 0.91 ( 0.02)  | 0.97 ( 0.01)              |

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)1. 完全失業率は原数値。有効求人倍率及び就業地別有効求人倍率は季節調整値。

2. ( )内は、完全失業率は原数値の前年同期差、有効求人倍率及び就業地別有効求人倍率は前月差。

3. 完全失業率はモデル推計値。

都道府県労働局における雇用対策本部の設置状況

| 局名                             | 設置日         | 対象企業(関連企業含む)             | 労働局以外の構成員   |
|--------------------------------|-------------|--------------------------|---|
| 北海道局<br>(※1)                   | 平成26年11月5日  | 長栄交通(株)                  | 所単独だが、北海道(石狩振興局)、札幌市、関係年金事務所、道立札幌高等技術専門学院、高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道職業能力開発促進センター等、関係機関と連携                                       |
|                                | 平成27年7月1日   | 北見東京電波(株)                | 所単独だが、オホーツク振興局、道立北見高等技術専門学院、美幌町、北見市、北見年金事務所と連携  |
|                                | 平成27年8月19日  | (株)ダイエー岩見沢店              | 所単独だが、空知振興局、岩見沢市、岩見沢年金事務所と連携  |
| 茨城局<br>(※2)                    | 平成20年12月19日 | —                        | 茨城県、高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城職業能力開発促進センター、(公財)産業雇用安定センター茨城事務所   |
| 栃木局                            | 平成26年4月1日   | シャープ                     | 栃木県、影響を受ける自治体   |
| 群馬局                            | 平成24年2月28日  | 三洋電機、太陽誘電、ルネサスエレクトロニクス   | 局単独だが、群馬県、関係市町村、関係機関と連携   |
| 埼玉局<br>(※1)                    | 平成27年5月11日  | (株)ジャパンディスプレイ            | 深谷市、熊谷市   |
|                                | 平成27年9月15日  | (株)ニューバランスロジスティックス       | 白岡市   |
| 神奈川局                           | 平成27年5月19日  | 箱根地域全般(噴火レベル2の引上げに伴い)    | 局単独だが、神奈川県及び箱根町と情報共有、連携   |
| 福井局<br>(※1)                    | 平成24年10月1日  | ルネサスエレクトロニクス             | 福井県、福井市、坂井市、あわら市  |
|                                | 平成26年10月9日  | (株)井上工業                  | 所単独だが、福井県、小浜市、小浜商工会議所の関係機関と連携   |
|                                | 平成27年7月31日  | アシックス物流(株)北陸配送センター       | 所単独だが、越前市、武生商工会議所、産業雇用安定センター福井事務所の関係機関と連携   |
| 山梨局                            | 平成25年10月2日  | ルネサスエレクトロニクス、横河電機、パナソニック | 財務省関東財務局甲府財務事務所、山梨県、高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨職業能力開発促進センター、(公財)産業雇用安定センター山梨事務所、甲斐市、中央市、昭和町                                       |
| 長野局<br>(中段・下段<br>※1)<br>(上段※3) | 平成24年12月19日 | —                        | 長野県、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会連合会、連合長野県連合会、高齢・障害・求職者雇用支援機構長野職業能力開発促進センター、産業雇用安定センター長野事務所                              |
|                                | 平成27年8月21日  | 丸大食品工業(株)                | 長野県、飯田市、駒ヶ根市、高森町、喬木村、阿智村、下條村、豊丘村、飯田商工会議所、長野県中小企業団体中央会飯田分室、長野県商工会連合会南信支所、飯田職業安定協会、                                       |
|                                | 平成27年9月2日   | 小松食品(株)                  | 長野県、長野市、千曲市、坂城町、千曲商工会議所、長野商工会議所、坂城町商工会、戸倉上山田商工会、更埴職業安定協会、産業雇用安定センター、長野県中小企業団体中央会、長野県経営者協会、高齢・障害・求職者雇用支援機構長野職業能力開発促進センター |
| 滋賀局                            | 平成24年10月1日  | ルネサスエレクトロニクス             | 滋賀県、大津市、産業雇用安定センター滋賀事務所   |
| 大阪局                            | 平成23年12月26日 | パナソニック、シャープ              | 局単独だが、必要に応じて大阪府と連携  |
| 兵庫局<br>(※2)                    | 平成20年12月19日 | —                        | 兵庫県   |
| 奈良局                            | 平成24年11月20日 | シャープ                     | 奈良県、葛城市、大和郡山市、天理市、奈良市、産業雇用安定センター奈良事務所   |
| 広島局                            | 平成27年8月21日  | シャープ                     | 広島県、東広島市、福山市、三原市、産業雇用安定センター広島事務所  |
| 山口局                            | 平成24年7月13日  | ルネサスエレクトロニクス             | 山口県、宇部市、山陽小野田市、柳井市  |
| 佐賀局<br>(※1)                    | 平成27年4月24日  | 住友林業クレスト(株)九州工場          | 佐賀県、伊万里市、伊万里商工会議所、産業雇用安定センター佐賀事務所   |
| 鹿児島局<br>(※2)                   | 平成20年12月18日 | —                        | 鹿児島県、高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島職業能力開発促進センター、産業雇用安定センター鹿児島事務所  |
| 沖縄局                            | 平成26年5月21日  | 沖縄三越                     | 沖縄県、那覇市、那覇三越  |

※1 北海道局、埼玉局、福井局(一部)、長野局(一部)及び佐賀局は、労働局でなく管轄の安定所に設置している。  
 ※2 茨城局、兵庫局及び鹿児島局は、平成20年設置の緊急雇用対策本部が継続しており、大規模雇用調整が発生した際に、その都度会議を開催している。  
 ※3 長野局は、平成24年設置の雇用対策本部が継続しており、大規模雇用調整が発生した際に、その都度会議を開催している。

## 2. 主要な雇用対策について



# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 《平成28年度予算案等について》

○平成28年度予算案では、『「全員参加の社会」の実現加速』と題し、若者・女性・高齢者・障害者等の活躍推進、非正規労働者の待遇改善、地方創生に向けた取組の推進、人材確保対策の推進などにより全員参加型社会の実現に向けた取組を加速させる。

《具体的な平成28年度予算案の主な柱》

- ① 若者の活躍推進
- ② 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備
- ③ 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化
- ④ 障害者等の活躍推進
- ⑤ 重層的なセーフティネットの構築
- ⑥ 非正規労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現
- ⑦ 人材確保対策の推進
- ⑧ 地方創生に向けた取組の推進

## 《特に都道府県に関係が深いもの》

- 都道府県で取り組む戦略産業雇用創造プロジェクトの対象地域拡充
- 雇用情勢が厳しい地域において雇用開発に取り組む事業主を支援する地域雇用開発助成金の拡充
- 潜在的移住希望者を含む若者のUIJターン支援
- 地方自治体等の地域ニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業」の創設
- シルバー人材センターが地方公共団体等と連携し新たな就業機会を創造する「地域就業機会創出・拡大事業」を創設
- 生活保護受給者等の就労促進に向けて、地方自治体へ設置するハローワークの常設窓口の増設・増員 等

# 平成28年度予算案の概要

～「全員参加の社会」の実現加速～

平成27年12月  
職業安定局

## 平成28年度職業安定行政関係予算案の概要

### I 予算規模

(単位：百万円)

| 区 分                         | 27年度<br>当初予算額 | 28年度<br>予算案 | 増▲減額     | 対前年比   | 備 考 |
|-----------------------------|---------------|-------------|----------|--------|-----|
| 一 般 会 計                     | 170,296       | 168,919     | ▲ 1,377  | 99.2%  |     |
| 年金・医療等に<br>係る経費等<br>(義務的経費) | 149,600       | 149,678     | 78       | 100.1% |     |
| 裁量経費                        | 20,696        | 19,241      | ▲ 1,454  | 93.0%  |     |
| 東日本大震災復興特別会計                | 22,900        | 8,308       | ▲ 14,592 | 36.3%  |     |
| 労働保険特別会計雇用勘定                | 2,552,496     | 2,469,746   | ▲ 82,750 | 96.8%  |     |
| 失業等給付費                      | 1,715,924     | 1,721,146   | 5,222    | 100.3% |     |
| 総 計                         | 2,722,792     | 2,638,665   | ▲ 84,126 | 96.9%  |     |

※労働保険特別会計雇用勘定については、歳出の合計を記載。

# －平成28年度予算案のポイント－

職業安定局

(注)( )内の計数は、平成27年度当初予算額を示したもの

## 第1 「全員参加の社会」の実現加速

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・高齢者・女性・障害者等の活躍を推進する。

### 1 若者の活躍推進

146億円(145億円)

#### (1) 若者の適職選択の支援

7.2億円(5.1億円)

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づく企業による青少年雇用情報（職場情報）の積極的な提供を促すため、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトにおいて、新卒者等を募集する企業が自ら職場情報を登録できる機能を追加し、企業が積極的に職場情報を提供できる環境を整えるなど、法律の円滑な施行に取り組む。

#### (2) 新卒者等の正社員就職の実現【一部新規】【一部再掲・本ページ1(1)参照】

95億円(94億円)

新卒応援ハローワーク等における新卒者等に対する就職支援や、3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度の着実な実施により、既卒者等の採用・定着の促進を図るなど、正社員を希望する新卒者等の就職実現を図る。

また、高校生就職ガイダンスの中に、労働関係法令に係る基礎知識に関する講義を追加するとともに、インターネット上で労働関係法令に関する基礎知識を学べる教材の開発を行う。

(参考)【平成27年度補正予算案】

- 3年以内既卒者等採用定着奨励金の創設 制度要求  
既卒者等の新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進を図るため、3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度を創設する。

#### (3) フリーター等の安定雇用への支援【一部新規】

51億円(51億円)

わかものハローワークに訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、長期的にフリーターとなっている者等に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。また、夜間・休日でも相談を行うため、電話・メールによる相談を民間委託により実施し、わかものハローワーク等への誘導や個別支援体制の強化を図るなど、フリーター等の安定雇用への支援を行う。

## 2 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

291億円(242億円)

### (1) 企業における高齢者の雇用の促進 113億円(88億円)

現在、労働政策審議会において65歳以上の高齢者への雇用保険の適用拡大について検討を進めているが、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善、健康管理制度の導入等を行う事業主に対する支援の拡充を図るとともに、有期契約の高齢者について、安定した雇用形態への転換を促進する事業主に対して支援を行う。

また、ハローワーク等の紹介により、65歳以上の高齢者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する支援を拡充する。

### (2) 高齢者の再就職の促進 38億円(37億円)

ハローワークに65歳以上の求職者支援に重点的に取り組む「生涯現役支援窓口(仮称)」を設置し、高年齢求職者に対するチームによる支援や65歳以上の求職者のための個別求人開拓に取り組むとともに、技能講習を実施するなど再就職支援の充実を図る。

### (3) 地域における多様な雇用・就業機会の確保【新規】 8.5億円

地方自治体を中心とした地域のニーズを踏まえた多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業(仮称)」を創設する。

### (4) シルバー人材センターの機能強化【一部新規】 121億円(116億円)

シルバー人材センターが高齢者に多様な就業機会を提供できるよう、地方公共団体や経済団体と連携し新たな就業機会を創造する「地域就業機会創出・拡大事業(仮称)」を創設するなど、同センターの機能を強化する。

### (5) 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施【新規】 2.6億円

生涯現役社会の実現に向けて、(公財)産業雇用安定センターにおいて、高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高年齢者の就業促進を図る。

### (6) 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】 8.7億円

多様な就労機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を積極的に推進するため、高年齢者等による成長が期待される分野での起業(いわゆるベンチャー企業)等により、高年齢者等の雇用創出を行う企業に対する助成を実施する。

### 3 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

77億円(50億円)

#### (1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】 32億円(29億円)

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充を行い、子育て中の女性等に対する再就職支援を推進する。また、訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、ひとり親や、出産・育児等によるブランクがある女性に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。

#### (2) ひとり親に対する就業対策の強化

【一部再掲・本ページ3(1)参照】34億円(29億円)

「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」として、マザーズハローワークへのひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行う NPO 法人との連携による取組を強化する。

また、母子家庭の母等について、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。

#### (3) 仕事と家庭の両立支援 44億円(21億円)

労働政策審議会における検討を踏まえ、介護休業給付の給付水準の引上げ（40%→67%）を実施する。

### 4 障害者等の活躍推進

138億円(109億円)

#### (1) 地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充

85億円(65億円)

雇用障害者数の急速な伸展と職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増に対応するため、障害者就業・生活支援センターの実施体制を拡充する。また、障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主に対して助成金による支援を行う。

#### (2) 多様な障害特性に応じた就労促進の推進

50億円(43億円)

##### ①ハローワークにおける支援の充実・強化

17億円(16億円)

ハローワークが中心となり、地域の関係支援機関と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施する。また、職場実習・見学会や就労支援セミナーを実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

##### ②障害者の多様な働き方と職域の拡大【新規】

70百万円

ICT を活用した障害者の在宅雇用など多様な働き方の推進と、農業分野を含めた障害者雇用の職域拡大を図る。

### ③精神障害者、発達障害者、難病患者に対する更なる支援の拡充【一部新規】

22億円(17億円)

カウンセリングや企業の意識啓発等を実施するなど、精神障害者に対する総合的な雇用支援を強化するとともに、精神科医療機関と公共職業安定所の連携による、精神障害者の就労支援モデル事業を実施する。加えて、発達障害者については、就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）の増員や、小集団方式により経験交流やグループワーク等を実施する就労支援事業の創設により、就労支援を充実・強化する。また、難病患者については、難病患者就職サポーター等による就労支援を推進する。

### (3)がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化

2.5億円(0.8億円)

ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援事業を全国展開する。

## 5 重層的なセーフティネットの構築

1,592億円(1,592億円)

### (1)雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保

1,524億円(1,523億円)

労働政策審議会における検討を踏まえ、平成28年通常国会に雇用保険法改正法案を提出し、失業等給付に係る保険料率の引下げ、65歳以上の高齢者への雇用保険の適用拡大及び介護休業給付の給付率引上げ等を行う。また、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施し訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給する求職者支援制度についても、持続可能で安心できる制度を確実に運営する。

※雇用保険制度の失業等給付費として1兆7,211億円(1兆7,159億円)を計上。

※求職者支援制度の職業訓練受講給付金等として225億円(235億円)を計上。

### (2)生活困窮者等に対する就労支援の強化

68億円(69億円)

生活保護受給者等の就労促進に向けて、地方自治体へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、当該窓口配置する就職支援ナビゲーターを新たに増員し、両機関が一体となった就労支援を充実・強化することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。

また、ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、就職支援ナビゲーターを増員する等、その強化を図る。

## 6 外国人材の活用・国際協力

5.8億円(5.9億円)

### (1)留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化

5.2億円(5.3億円)

留学生の国内企業への就職拡大に向けて、留学生コーナーを拡充し支援体制を強化するとともに、関係省庁・機関が連携する「外国人材活躍推進プログラム」の地域展開や、地域の企業に対する留学生活用に関するセミナーや採用後のフォローアップなどの総合的な支援を実施する。

## (2)経済連携協定などの円滑な実施

57百万円(56百万円)

経済連携協定などに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者について、インドネシア、フィリピン及び、ベトナムから受け入れており、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、就労ガイダンスを行うとともに、受入施設に対する巡回指導等を実施する。



## 第2 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して将来に希望を持って働くことができるように非正規雇用労働者の待遇改善、人材不足分野や地域における人材確保などを推進する。

### 1 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

390億円(279億円)

#### (1) 企業における正社員転換・待遇改善等の強化

377億円(268億円)

「正社員転換・待遇改善実現プラン（仮称）」に基づき、非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する人の正社員化、非正規雇用で働く人の待遇改善等を進める。また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

- 非正規雇用労働者の正社員転換等の推進 制度要求  
非正規雇用労働者の正社員転換等を推進するため、キャリアアップ助成金について、有期雇用から正規雇用への転換等に係る助成の拡充を行う。

#### (2) 労働者派遣制度の見直しの着実な実施等

13億円(12億円)

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣法改正法」について着実な施行を行う。また、平成27年10月1日施行の労働契約申込みみなし制度についても理解が進むよう周知広報を行う。加えて、雇用安定措置やキャリアアップ措置の着実な実施のため、指導監督体制を強化するとともに、特定労働者派遣事業の見直し等に伴う円滑な移行支援及び許可審査体制の整備を引き続き行う。

#### (3) 多様で安心できる働き方の導入促進【再掲・本ページの1(1)参照】

75百万円(60百万円)

非正規雇用労働者のキャリアアップの促進のため、多様な正社員に係る好事例の収集、周知、啓発を行うとともに、企業向けセミナーの実施などにより、多様な正社員の導入の促進を一層図っていく。

**(1) ハローワーク等におけるマッチング機能の強化 28億円(28億円)**

ハローワークの求人情報提供ネットワークから、オンラインで、民間職業紹介事業者や地方自治体等に求人情報を提供するとともに、ハローワークの保有する求職情報について、民間職業紹介事業者や地方自治体等への提供を行う。また、「雇用対策協定」の締結を推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する。

**(2) 希望するキャリアの実現支援【一部新規】 56億円(32億円)**

労働者の自発的・主体的なキャリア選択を可能にする環境整備を進めるため、年齢にかかわらず中高年人材を活用する企業に対して助成を行う。

「試行在籍出向」の導入に向けたノウハウの蓄積、課題の抽出を図るため、(公財)産業雇用安定センターにおいて「試行在籍出向」プログラムをモデル的に実施する。

**(3) 人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進 145億円(127億円)****① 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化 18億円(16億円)**

介護・看護・保育の各分野について、全国の主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」の拡充等によるマッチング機能の強化や、建設労働者が不足している地域の主要なハローワークにおける「建設人材確保プロジェクト」の実施により、人材確保対策を推進する。

**② 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】 126億円(111億円)**

雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金の支給対象分野の拡大、介護関連事業主が新たに賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した場合の助成の拡充及び建設労働者確保育成助成金の助成対象メニューの拡充等を行う。

また、介護・建設・運輸分野等の人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業を実施するとともに、新たな介護技術等を用いた先進的な取組を行う事業所の雇用管理改善の好事例把握等により「魅力ある職場づくり」を推進する。

さらに、「生産性向上と雇用管理改善の両立企業表彰(仮称)」を創設し、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる取組を収集し、特に優良な取組については厚生労働大臣表彰を行うとともに、ポータルサイトによる周知等を図り、企業の生産性の向上と雇用管理改善の両立を促進する。

ハローワークの全国ネットワークを活用し、潜在的移住希望者を含む若者のUIJターン支援を行うとともに、地方創生に向けて、都道府県単位で取り組む戦略産業雇用創造プロジェクトの対象地域の拡充や市町村単位で雇用課題の解決に取り組む実践型地域雇用創造事業等により、地方自治体等と連携した取組を行い、地域の実情に即した雇用創出・人材育成を推進する。

## 第3 東日本大震災からの復興への支援

### 1 震災復興のための雇用対策

87億円(127億円)

#### (1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保(復興)【新規】

42億円

原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保等を通じた生活の安定を図るため、民間企業・NPO等への委託により雇用を創出する「原子力災害対応雇用支援事業(仮称)」について、緊急雇用創出事業の基金を積み増す等により実施する。

#### (2) 産業施策と一体となった被災地の雇用支援(復興)

41億円(122億円)

被災地の雇用のミスマッチ等に資するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、産業施策と一体となった雇用面での支援を行う「事業復興型雇用創出事業」について、緊急雇用創出事業の基金を積み増して実施し、復興に不可欠な生業を中心とする産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図る。

#### (3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4.3億円(4.7億円)

自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。また、福島県の市町村に対し、市町村の実情に応じて助成金等雇用創出の支援ツールの活用方法の提案や、手続・運営に関するアドバイスを行う。さらに、福島県内外の避難者の就職支援を推進する。

Ⅱ 主要事項

(単位：百万円)

| 事 項                                  | 27年度予算         | 28年度予算案        |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| <b>第1 「全員参加の社会」の実現加速</b>             |                |                |
| <b>1 若者の活躍推進</b>                     | <b>14,465</b>  | <b>14,625</b>  |
| (1) 若者の適職選択の支援                       | 505            | 719            |
| (2) 新卒者等の正社員就職の実現                    | 9,403          | 9,492          |
| (3) フリーター等の安定雇用への支援                  | 5,062          | 5,132          |
| <b>2 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備</b>     | <b>24,156</b>  | <b>29,100</b>  |
| (1) 企業における高齢者の雇用の促進                  | 8,837          | 11,253         |
| (2) 高齢者の再就職の促進                       | 3,726          | 3,787          |
| (3) 地域における多様な雇用・就業機会の確保              | 0              | 849            |
| (4) シルバー人材センターの機能強化                  | 11,593         | 12,075         |
| (5) 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業（仮称）の実施       | 0              | 265            |
| (6) 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設 | 0              | 872            |
| <b>3 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化</b>     | <b>4,967</b>   | <b>7,747</b>   |
| (1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進              | 2,875          | 3,245          |
| (2) ひとり親に対する就業対策の強化                  | 2,875          | 3,392          |
| (3) 仕事と家庭の両立支援                       | 2,091          | 4,354          |
| <b>4 障害者等の活躍推進</b>                   | <b>10,880</b>  | <b>13,757</b>  |
| (1) 地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充 | 6,487          | 8,521          |
| (2) 多様な障害特性に応じた就労促進の推進               | 4,308          | 4,989          |
| ①ハローワークにおける支援の充実・強化                  | 1,616          | 1,741          |
| ②障害者の多様な働き方と職域の拡大                    | 0              | 70             |
| ③精神障害者、発達障害者、難病患者に対する更なる支援の拡充        | 1,714          | 2,200          |
| (3) がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化  | 85             | 247            |
| <b>5 重層的なセーフティネットの構築</b>             | <b>159,244</b> | <b>159,193</b> |
| (1) 雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保     | 152,340        | 152,400        |
| (2) 生活困窮者等に対する就労支援の強化                | 6,904          | 6,793          |
| <b>6 外国人材の活用・国際協力</b>                | <b>585</b>     | <b>578</b>     |
| (1) 留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化           | 529            | 521            |
| (2) 経済連携協定などの円滑な実施                   | 56             | 57             |

(単位：百万円)

| 事 項                                | 27年度予算        | 28年度予算案       |
|------------------------------------|---------------|---------------|
| <b>第2 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備</b>   |               |               |
| <b>1 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現</b> | <b>27,938</b> | <b>39,000</b> |
| (1) 企業における正社員転換・雇用管理改善の強化          | 26,769        | 37,652        |
| (2) 労働者派遣制度の見直しの着実な実施等             | 1,170         | 1,348         |
| (3) 多様で安心できる働き方の導入促進               | 60            | 75            |
| <b>2 人材確保対策の推進</b>                 | <b>18,675</b> | <b>22,884</b> |
| (1) ハローワーク等におけるマッチング機能の強化          | 2,790         | 2,807         |
| (2) 希望するキャリアの実現支援                  | 3,179         | 5,597         |
| (3) 人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進       | 12,705        | 14,480        |
| ①潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化           | 1,625         | 1,842         |
| ②雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進           | 11,080        | 12,637        |
| <b>3 地方創生に向けた取組の推進</b>             | <b>6,367</b>  | <b>7,320</b>  |
| <b>第3 東日本大震災からの復興への支援</b>          |               |               |
| <b>1 震災復興のための雇用対策</b>              | <b>12,673</b> | <b>8,735</b>  |
| (1) 原子力災害の影響を受けた被災者等の一時的な雇用の確保     | 0             | 4,245         |
| (2) 産業施策と一体となった被災地の雇用ミスマッチ対策       | 12,200        | 4,063         |
| (3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施              | 473           | 427           |

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 《一億総活躍社会について》

- 少子高齢化という我が国の構造的な課題に取り組むため、政府として、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」を放ち、誰もが家庭や職場、地域で活躍できる「一億総活躍社会」の実現を目指す方針。
- 昨年11月に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとまったところ。今後「ニッポン一億総活躍プラン」を策定する予定。

## 《一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策》

※職業安定行政関係を抜粋(※は具体例)

### 1. 「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

#### ■女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進

#### ○障害者等の就労支援体制を拡充する。

※障害者就業・生活支援センターの実施体制の拡充

#### ○企業の採用基準等や学校の入学者資格が、障害や難病のある方が一律排除されているかのような表現になっていないか総点検を呼びかけ、改善を促す。

### 2. 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策

#### ■結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善

#### ○不安定な雇用と低所得のために結婚に踏み切れない若者の希望を実現するため、既卒者・中退者の雇用機会の確保などを通じ若者の円滑な就職を支援するとともに、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推進する。

※3年以内既卒者等採用定着奨励金の創設

キャリアアップ助成金の拡充

## 《一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策》

※職業安定行政関係を抜粋(※は具体例)

### ■ 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実

○ 保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。

※ハローワークにおけるマッチング機能の強化

### 3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

#### ■ 求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上

○ 介護人材の確保を図るため、(中略)、キャリアパスの整備を行う事業主に対する助成の拡充などを行う。

※職場定着助成金の拡充(賃金テーブルの設定等)

※ハローワークにおけるマッチング機能の強化

#### ■ 介護に取り組む、家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

○ 介護休業の前後で所得を安定させるため、介護休業給付の給付水準(40%)について、育児休業給付の水準(67%)を念頭に引上げを検討する。

#### ■ 生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

○ 高齢者が安心して働き続けられる環境を整備するため、高齢者が働きやすい環境をつくる企業、NPOや起業を支援するとともに、雇用保険の適用年齢の見直しを検討する。

○ 高齢者向けの仕事の紹介機能を強化するため、高齢退職予定者のマッチング支援を行う。また、シルバー人材センターの「臨時的」・「短期的」・「軽易」という業務範囲限定の要件緩和など、地域の実情に応じた高齢者の社会参加を促進するための制度の見直しを検討する。



# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 《雇用対策における国と地方自治体の連携強化について》

- 都道府県と国が雇用対策において相互に連携することで、更なる住民サービスの向上を目指すことが重要。今後とも、都道府県労働局との連携をお願いしたい。
- これまでの一体的実施事業、雇用対策協定、求人のオンライン提供等の国・地方との連携実績を踏まえ、昨年12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(地方分権等)を閣議決定。国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築予定。

### 1 国と地方の連携による雇用対策の推進の効果

#### (都道府県が得意とする取組例)

- ・企業誘致・産業振興による地域産業の発展
- ・人口流出防止



#### (国が得意とする取組)

- ・ハローワークの全国的体系を活かしたセーフティネットとしての雇用の安定化
- ・景気悪化時等の緊急雇用対策

(国を活用することで…)

- ◆各地域の実情に応じた産業振興策(←ハローワークが適切にマッチング)
- ◆各地域の人口回復(←ハローワークの全国的体系による移住・就職支援等)

### 2 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(H27.12.22閣議決定)の内容

- ① 国と地方が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」を法令に位置付けることにより、雇用対策における知事の影響力を強化(雇用対策法)
- ② 地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和(職業安定法)
- ③ ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を一か所で行う「利用者の視点に立っての一体的実施」を継続的に展開
- ④ 国による支援の拡充(研修、人事交流、地域雇用対策等)

### 3 既存の連携強化策の更なる推進

#### ①雇用対策協定

- ◆ 平成27年12月末時点で、55自治体(23都道府県32市町)と締結。
- ◆ 別添資料を参考に、協定締結にご関心があれば、労働局にご相談いただきたい。地方版総合戦略と雇用対策協定を連動させることにより、より効果的な取組を実現することも可能。
- ◆ 既に締結済みの都道府県については、来年度の事業計画の充実等により、引き続き連携強化をお願いしたい。

#### ②ハローワークが保有する求人情報・求職情報のオンライン提供 (求人情報)

- ◆ システム改修により、平成27年9月から端末方式については、より安価でより使い勝手のいい仕組みに改変。四半期ごとに利用申請受付(端末方式2月1日～3月31日、データ方式平成28年3月1日～4月28日)。
- ⇒ 都道府県独自に行う職業紹介を充実することが可能に。
- ◆ 地方公共団体がオンラインで提供を受けたハローワークの求人情報を、平成28年4月から委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする予定。

#### (求職情報)

- ◆ 3月22日より提供開始(第1回利用申請受付は1月4日～2月26日)
- ⇒ ハローワークの求職情報を活用して、誘致企業への人材提供などの充実を図ることが可能に。

#### ③一体的実施事業

- ◆ 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、一体的実施事業を恒常化。
- ◆ 実務面の改善を検討中(※)。  
※就職実績の提供、求職者の情報の共有、各種サービスの充実等

#### ④好事例集の公表

- ◆ 雇用対策において、地方自治体と国が連携して実施している事例を厚労省HPに公表(約130の事例を掲載。今後も追加予定)。

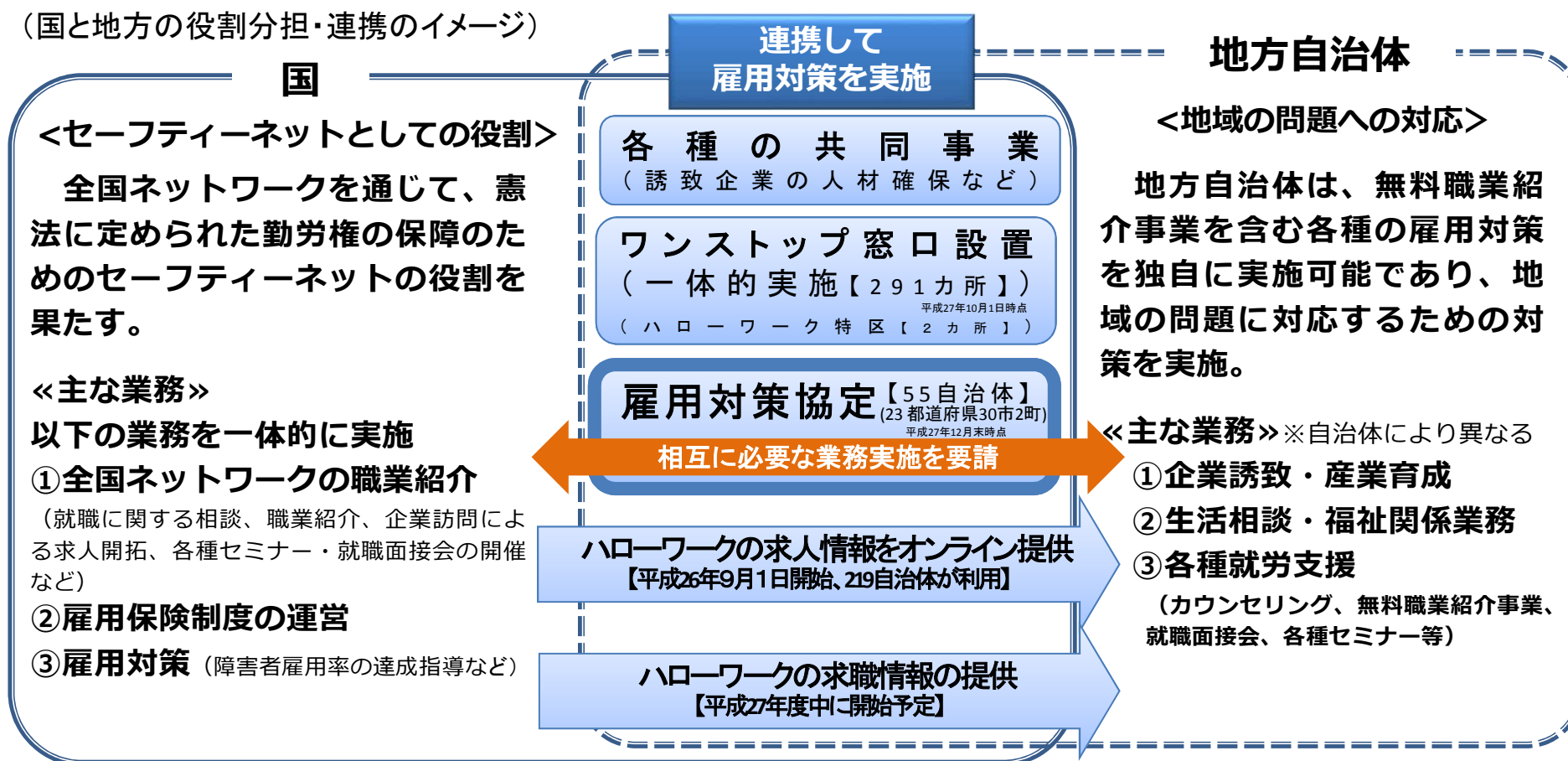
厚労省HP>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>ハローワークと地方自治体の連携>様々な国と地方の連携策をご紹介  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054382.html>

# 雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

- 国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことが重要。

※地域の雇用問題を解決するためには、様々な取組を一体的に行う必要がある。(例:企業誘致や産業育成などと職業紹介による企業の人材確保支援、生活困窮者に対する生活支援と職業紹介などの就労支援)

(国と地方の役割分担・連携のイメージ)



(参考) 雇用対策法(昭和41年法律第132号) (抄)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

# ハローワークに係る地方分権の方向性

## 概要

利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築

## ポイント1

**国と地方が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」の法定化により、雇用対策における首長の影響力を強化（雇用対策法）**

都道府県知事・市町村長と都道府県労働局長との間で雇用対策に関する協定を締結。協定の内容について首長から法令に基づく要請を受けた都道府県労働局長は、合理的な理由がある場合を除き業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

都道府県労働局長が首長の要請に従わないときは、更に厚生労働大臣に要請することができる。

## ポイント2

**地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和（職業安定法）**

- (1) 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止し、民間事業者と同列に課されている規制や監督（職業紹介責任者の選任・帳簿の備え付け・事業停止命令等）を廃止
- (2) 国が地方公共団体に求人情報をオンラインで提供する現行の仕組みを法定化
- (3) 地方が行う無料職業紹介施設において、国による雇用保険の失業認定、職業訓練の受講指示、雇用関係助成金の支給手続についても、自治体の希望を踏まえ、利用者からの十分なニーズが見込まれる場合には、積極的に取り組む（例：国の職員の配置・巡回等）

## ポイント3

**ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を一か所で行う「利用者の視点に立っての一体的実施」を継続的に展開**

- (1) ハローワークの地方移管の検討のため平成23年度から試行的に行ってきた「一体的実施」について、引き続き必要な経費を予算措置することで恒常化
- (2) 一体的実施施設において、国による雇用保険の失業認定、職業訓練の受講指示、雇用関係助成金の支給手続についても、自治体の希望を踏まえ、利用者からの十分なニーズが見込まれる場合には、積極的に取り組む（例：国の職員の配置・巡回等）

## ポイント4

**国による支援の拡充**

- (1) 地方の職員の研修に協力
- (2) 国と地方間の人事交流を推進
- (3) 地方が取り組む雇用対策事業（雇用拡大、人材育成、無料職業紹介、一体的実施等）への支援
- (4) 生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、産業政策、企業誘致に当たり一層の利便性が高まるよう、国と地方の情報共有の一層の推進や事例集の作成

(注)・具体的な制度設計に当たっては、地方の代表も参画するなど、地方の意見も十分反映させて行う。

・今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用対策法及び職業安定法の改正案を地方分権一括法で次期通常国会に提出することを検討。

## 平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成 27 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

### 4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### 【厚生労働省】

#### (1) 職業安定法（昭 22 法 141）、雇用対策法（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）

公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。

#### (i) 「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設について

地方公共団体が行う無料職業紹介（職業安定法 33 条の 4）について、以下の見直しを行う。

- ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出（職業安定法 33 条の 4 第 1 項）を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令（職業安定法 32 条の 9 第 2 項）、職業紹介責任者の選任（職業安定法 32 条の 14）、帳簿の備付け（職業安定法 32 条の 15）等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。
- ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。
- ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成 28 年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
- ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。
- ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。
- ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への

情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。

- ・地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成 27 年度中に通知するとともに、事業主に平成 27 年度中に周知する。
- ・国による雇用保険の失業の認定（雇用保険法 15 条）、職業訓練の受講あっせん（職業安定法 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 12 条）及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

(ii) 地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて

雇用対策における国と地方公共団体の連携（雇用対策法 31 条）について、新たに以下の枠組みを創設する。

- ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。
- ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所掌事務を対象とすることができる。
- ・協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業（(iii) の一体的サービスの実施等）などの事項を定める。
- ・地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。

(iii) 一体的サービスの実施について

国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策（福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等）を一体的に実施するサービス（以下「一体的サービス」という。）を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成 28 年度から講ずる。

- ・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、要望の標準的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。
- ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に 1 回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。
- ・国による雇用保険の失業の認定（雇用保険法 15 条）、職業訓練の受講あっせん（職業安定法 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法